

平成29年度市内公立・私立幼稚園(認定こども園)園児募集

園名		公 立			私 立				
		大宮幼稚園	美和幼稚園	おがわ幼稚園	認定こども園 若草幼稚園	御前山認定こども園	幼稚園部	こども園部	幼稚園部
募集人数	満3歳児保育	—	—	—	6名程度	—	—	11月のお知らせ版に掲載します	
	3歳児(3年保育)	—	—	—	20名	10名	若干名	若干名	
	4歳児(2年保育)	35名	—	35名	5名	5名	若干名	若干名	
	5歳児(1年保育)	若干名	35名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	
入園資格	年 齢	満3歳児（平成26年4月2日生～）※私立幼稚園のみ							
		3歳児（平成25年4月2日～平成26年4月1日までに生まれた幼児）※私立幼稚園のみ							
		4歳児（平成24年4月2日～平成25年4月1日までに生まれた幼児）							
		5歳児（平成23年4月2日～平成24年4月1日までに生まれた幼児）							
	居住する地域	市内に居住する幼児は、どの園でも入園可能です。			指定なし				
入園願書配布		願書等配布中（願書等は各幼稚園にあります）							
入園願書 受付日時	10月21日（金）～31日（月） 9:00～16:30			11月1日（火）から 8:00～18:00		11月1日（火）から 8:30～17:30			
	定員に満たない場合は受付期間以降も申し込み可能です。 ※土・日曜日、祝日は除く								
提出書類		①入園願書または入園申込書 ②施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（幼児1人に対して1枚必要です）							
書類提出先		各幼稚園（認定こども園）に提出してください。							
保育期間 （月～金曜日）	9:00～ 14:00	8:30～ 14:30	8:30～ 13:30	幼稚園部	こども園部	幼稚園部	保育部		
				8:30～ 14:30 （通常保育）	7:30～ 18:30 （標準時間保育）	8:30～ 15:00 （通常保育）	7:00～ 18:00 （標準時間保育）		
				※幼稚園部、こども園部に かかわらず通常保育時間 は同じクラスとなります。		※幼稚園部、こども園部に かかわらず通常保育時間 は同じクラスとなります。			
保 育 内容等		1 就学前の教育の充実 [大宮幼稚園] ・学びの基礎力の育成 ・聞く力、話す力の育成 [美和幼稚園] ・ことば遊びと数遊びの充実 ・預かり保育の実施 [おがわ幼稚園] ・個に応じた指導 ・学びの基礎指導の充実 ・預かり保育の実施 2 小学校との交流学习と幼保小連携の充実 3 外国語指導助手による英語活動の充実 4 家庭教育学級を通して行う親子体験活動等の充実 5 ボランティア専門講師による体験活動 6 西ノ内紙による修了証書の授与 7 給食の実施（3,400円/月）			1 専門講師による体育、音感、造形指導 2 外国人ネイティブスピーカーの英語指導 3 幼稚園部・こども園部とも同一の幼児教育を実施 4 社会貢献活動の充実 5 早朝・放課後の預かり保育の実施 6 給食の実施 7 幼小連携の充実		1 専門講師による体育、音楽指導（年間をと おして水泳指導実施） 2 外国人講師による英会話教室を実施 3 幼稚園部・保育部とも同一の幼児教育を実施 4 早朝・放課後の預かり保育の実施 5 給食の実施 6 幼保小連携の充実		
園児バスの送迎		—	美和地域内のみ可能（無料）	緒川地域内のみ可能（無料）	大宮地域内のみ可能（有料）		可能（有料）		
問い合わせ先		大宮幼稚園 （姥賀町607-7） ☎53-1901	美和幼稚園 （高部2044） ☎58-2109	おがわ幼稚園 （上小瀬941-1） ☎56-2415	認定こども園若草幼稚園 （石沢1468-4） ☎52-1611		御前山認定こども園 （野口1294） ☎55-2606		

○平成 29 年度 幼稚園・認定こども園利用者負担額（保育料）について

平成 27 年 4 月 1 日から施行された子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、国で定める上限額の範囲内で、認定区分（1 号認定・2 号認定・3 号認定）ごとに市町村が定めることとされています。

（幼稚園及び認定こども園の幼稚園部は 1 号認定です）

市の幼稚園・認定こども園の利用者負担額は、次のとおりです。

【幼稚園・認定こども園（1 号認定）利用者負担額】

階層区分		私立幼稚園・認定こども園(1号認定)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	1,900円
第3階層	市町村民税取得割課税額77,100円以下	10,000円
第4階層	市町村民税取得割課税額211,200円以下	12,800円
第5階層	市町村民税取得割課税額211,201円以上	16,000円

階層区分		公立幼稚園(1号認定)		
		H29年度	H30年度	H31年度以降
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	1,100円	1,500円	1,900円
第3階層	市町村民税取得割課税額 77,100円以下	6,000円	8,000円	10,000円
第4階層	市町村民税取得割課税額 211,200円以下	8,300円	10,600円	12,800円
第5階層	市町村民税取得割課税額 211,201円以上	10,400円	13,200円	16,000円

1. 平成 29 年 4 月からの利用者負担額（保育料）は、8 月分までは平成 28 年度の市民税額（平成 27 年 1 月～12 月の所得に係るもの）により、9 月分以降は平成 29 年度の市民税額（平成 28 年 1 月～12 月の所得に係るもの）により決定されます。
2. 上記の利用者負担額（保育料）の他に、所・園によって給食費や送迎バス利用代などの別途費用がかかることがあります。
3. ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯等の子どもについては、第 2 階層は第 1 子より無償とし、第 3 階層は第 1 子について上記額より 1,000 円減の額の半額、第 2 子について無償とする軽減措置を実施します。
4. 多子世帯の保育料については、市の独自施策として、子育て世帯の経済負担の軽減を図り、少子化対策を講ずるため、国の基準によらず、すべての第 2 子について半額、すべての第 3 子について無償とします。

問【利用者負担額(保育料)についての問い合わせ】

教委 学校教育課学務G ☎52-1111 内線335